

## 第3部 形態特徴別の表し方

---

意匠出願においては、様々な物品の様々な形態が対象になりますので、第1章に記載した願書及び図面の表し方の基本だけでは、どのように表すべきかが分からない場合があります。また、第1章では、例えば図の大きさのように、決められた様式の制約の下で、意匠を十分に表す特殊な方法については記載していません。

そこで、表し方の基本だけでは、どのように表すべきか分からない、表し方が難しい等の特殊な形態の意匠の表し方について、以下に記載します。

